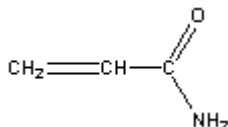


# 製品安全データシート

## 1. 製品及び会社情報

- ・ 製品名 : Quick Precip (EdgeBioSystems 社)
- ・ 製品コード : 14201
- ・ 輸入元 : エムエス機器株式会社
- ・ 電話番号 : 06-6396-0501
- ・ 販売元 : 株式会社エムエステクノシステムズ
- ・ 住所 : 〒532-0005 大阪市淀川区三国本町 2 丁目 1 2 番 4 号
- ・ 電話番号 : 06-6396-6616
- ・ ファックス番号 : 06-6396-6644
- ・ 緊急連絡先 : 同上



## 2. 危険有害性の要約

<b>GHS 分類</b>	<b>分類実施日 (物化危険性及び健康有害性)</b>	H30. 3. 16、政府向け GHS 分類ガイダンス (H25 年度改訂版 (ver1.1) : JIS Z7252:2014 準拠) を使用  GHS 改訂 4 版を使用	
<b>物理化学的危険性</b>	<b>健康に対する有害性</b>	-	
	急性毒性(経口)		区分 3
	急性毒性(経皮)		区分 3
	眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性		区分 2A
	皮膚感作性		区分 1
	生殖細胞変異原性		区分 1B
	発がん性		区分 1B
	生殖毒性		区分 1B
	特定標的臓器毒性 (単回ばく露)		区分 1 (神経系)
	特定標的臓器毒性 (反復ばく露)		区分 1 (神経系、眼、血液系、生殖器 (男性))
<b>分類実施日 (環境有害性)</b>	環境に対する有害性は H18 年度、GHS 分類マニュアル (H18. 2. 10 版) を使用		
<b>環境に対する有害性</b>	水生環境有害性 (急性)		区分 3

注) 上記の GHS 分類で区分の記載がない危険有害性項目については、政府向けガイダンス文書で規定された「分類対象外」、「区分外」又は「分類できない」に該当する。なお、これらに該当する場合は後述の 11 項に記載した。

**GHS ラベル要素**

<b>注意喚起語</b>	危険
<b>危険有害性情報</b>	<p>飲み込むと有毒          皮膚に接触すると有毒          アレルギー性皮膚反応を起こすおそれ          強い眼刺激          遺伝性疾患のおそれ          発がんのおそれ          生殖能又は胎児への悪影響のおそれ          神経系の障害          長期にわたる、又は反復ばく露による神経系、眼、血液系、生殖器（男性）の障害          水生生物に有害</p>
<b>注意書き</b>	
<b>安全対策</b>	<p>使用前に取扱説明書を入手すること。          全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。          粉じん／煙／ガス／ミスト／蒸気／スプレーを吸入しないこと。          取扱後はよく手を洗うこと。          この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。          汚染された作業衣は作業場から出さないこと。          環境への放出を避けること。          保護手袋／保護衣／保護眼鏡／保護面を着用すること。</p>
<b>応急措置</b>	<p>飲み込んだ場合：直ちに医師に連絡すること。          口をすすぐこと。          皮膚に付着した場合：多量の水と石けん（鹼）で洗うこと。          皮膚刺激又は発しん（疹）が生じた場合：医師の診断、手当てを受けること。          眼に入った場合：水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。          眼の刺激が続く場合：医師の診断／手当てを受けること。          ばく露又はばく露の懸念がある場合：医師の診断／手当てを受けること。          気分が悪いときは、医師の診断／手当てを受けること。          汚染された衣類を直ちに全て脱ぎ、再使用する場合には洗濯をすること。          特別な処置が必要である（このラベルの・・・を見よ）。          注） ” …” は、ラベルに解毒剤等中毒時の情報提供を受けるための連絡先などが記載されている場合のものです。ラベル作成時には、” …” を適切に置き換えてください。</p>
<b>保管</b>	施錠して保管すること。
<b>廃棄</b>	内容物／容器を都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に依頼して廃棄すること。
<b>他の危険有害性</b>	情報なし

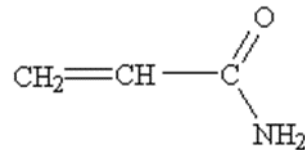
### 3. 組成及び成分情報

#### 単一製品・混合物の区別

混合物	
化学名又は一般名	アクリルアミド
別名	2-プロペンアミド プロペンアミド アクリル酸アミド

濃度又は濃度範囲	0.4%
分子式 (分子量)	C <sub>3</sub> H <sub>5</sub> NO (71.08)

#### 化学特性 (示性式又は構造式)



CAS 番号	79-06-1
官報公示整理番号 (化審法)	2-1014
官報公示整理番号 (安衛法)	情報なし
分類に寄与する不純物及び安定化添加物	情報なし

### 4. 応急措置

吸入した場合	新鮮な空気のある場所に移動し、呼吸しやすい姿勢で休息させる。医療機関に連絡する。
皮膚に付着した場合	多量の水と石けん (鹼) で洗うこと。 皮膚刺激又は発しん (疹) が生じた場合：医師の診断、手当てを受けること。 応急処置を行うときは保護手袋を着用する。
眼に入った場合	水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。 眼の刺激が続く場合：医師の診断／手当てを受けること。
飲み込んだ場合	口をすすぐこと。コップ1、2杯の水を飲ませる。直ちに医師に連絡すること。
急性症状及び遅発性症状の最も重要な徴候症状	吸入：咳、咽頭痛、脱力感 皮膚：吸収される可能性あり。発赤、痛み 眼：発赤、痛み 経口摂取：腹痛、脱力感 大量の経口摂取によってのみ、重度の中毒になると思われる；中毒症状として、幻覚、低血圧及び痙攣の報告がある。 長期ばく露により、皮膚剥離、発疹、にきびのような皮膚炎を起こすことがある。末梢神経系の損傷は、不安定歩行、発語障害、チクチクする感覚、協調運動失調、手の震えや四肢のしびれのような可逆的な影響が起こる場合がある。

応急措置をする者の保護	救助者は、状況に応じて適切な眼、皮膚の保護具を着用する。
医師に対する特別な注意事項	情報なし
<b>5. 火災時の措置</b>	
消火剤	水噴霧、粉末消火剤、アルコール耐性泡消火剤、二酸化炭素
使ってはならない消火剤	棒状注水
特有の危険有害性	火災時に刺激性あるいは有毒なヒュームやガスを放出する。 熱せられたり火災に巻き込まれると、爆発的に重合するおそれがある。
特有の消火方法	火元への燃焼源を断ち、消火剤を使用して消火する。延焼の恐れのないよう水スプレーで周囲のタンク、建物等の冷却をする。消火活動は風上から行う。 火災場所の周辺には関係者以外の立ち入りを規制する。危険でなければ火災区域から容器を移動する。
消火を行う者の保護	消火作業の際は、適切な自給式の呼吸器用保護具、眼や皮膚を保護する防護服 (耐熱性)を着用する。
<b>6. 漏出時の措置</b>	
人体に対する注意事項、保護具及び緊急措置	関係者以外の立ち入りを禁止する。 作業者は適切な保護具(自給式呼吸器付化学保護衣等)を着用し、眼、皮膚への接触や吸入を避ける。
環境に対する注意事項	周辺環境に影響がある可能性があるため、製品の環境中への流出を避ける。
封じ込め及び浄化の方法及び機材	すべての発火源を速やかに取除く(近傍での喫煙、火花や火炎の禁止)。この物質を環境中に放出してはならない。こぼれた物質をふた付きの密閉式容器内に掃き入れる。湿らせてもよい場合は、粉塵を避けるために湿らせてから掃き入れる。残留分を注意深く集め、地域規則に従って保管及び処理する。
<b>7. 取扱い及び保管上の注意</b>	
取扱い 技術的対策	「8. ばく露防止及び保護措置」に記載の設備対策を行い、保護具を着用する。

<b>安全取扱い注意事項</b>		<p>使用前に取扱説明書を入手すること。          全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。          裸火禁止。          粉じんの拡散を防ぐ。          粉じん／煙／ガス／ミスト／蒸気／スプレーを吸入しないこと。          取扱後はよく手を洗うこと。          この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。          汚染された作業衣は作業場から出さないこと。          環境への放出を避けること。          保護手袋／保護衣／保護眼鏡／保護面を着用すること。</p>
<b>接触回避</b>		「10. 安定性及び反応性」を参照。
<b>衛生対策</b>		この製品を使用する時に、飲食又は喫煙しないこと。 取扱い後はよく手を洗うこと。
<b>保管</b>	<b>安全な保管条件</b>	<p>施錠して保管すること（毒劇物）。          混触危険物質から離しておく。          容器を密封し、冷暗所に保管する。          排水管や下水管へのアクセスのない場で貯蔵する。</p>
	<b>安全な容器包装材料</b>	消防法及び国連輸送法規で規定されている容器を使用する。
<b>8. ばく露防止及び保護措置</b>		
	<b>管理濃度</b>	未設定
	<b>許容濃度</b>	<p>日本産衛学会          (2017年度版)          0.1 mg/m<sup>3</sup> (経皮吸収)</p> <p>ACGIH (2017年版)          TLV-TWA: 0.03 mg/m<sup>3</sup> (Inhalable fraction of the aerosol)          (Skin)</p>
	<b>設備対策</b>	粉じんが発生する作業所においては、必ず密閉された装置、機器又は局所換気装置を使用する。
	<b>保護具</b>	<p><b>呼吸用保護具</b> 呼吸用保護具を着用する。</p> <p><b>手の保護具</b> 保護手袋を着用する。</p> <p><b>眼の保護具</b> 呼吸用保護具と併用して、顔面シールド又は眼用保護具を着用する。</p>
	<b>皮膚及び身体の保護具</b>	保護衣を着用する。
<b>9. 物理的及び化学的性質</b>		
	<b>物理的状态</b>	
	<b>形状</b>	液体 (20°C、1気圧) (GHS判定)
	<b>色</b>	白色の結晶 (ICSC (J) (2013))
	<b>臭い</b>	無臭 (HSDB (2017))
	<b>臭いのしきい (閾) 値</b>	情報なし
	<b>pH</b>	5.0~6.5 (50%水溶液) (HSDB (2017))
	<b>融点・凝固点</b>	84.5°C (HSDB (2017))

沸点、初留点及び沸騰範囲	125°C (25 mmHg) (HSDB (2017))
引火点	138°C (c. c.) (HSDB (2017))
蒸発速度 (酢酸ブチル=1)	20°Cでの蒸発はごくわずか (HSDB (2017))
燃焼性 (固体、気体)	0.0244 mmHg (25°C EST) [換算値 3.25 Pa (25°C EST)] (SRC PhysProp (2017))
燃焼又は爆発範囲	情報なし
蒸気圧	0.9 Pa ( $7 \times 10^{-3}$ mmHg) (25°C) (HSDB (2017))
蒸気密度	2.45 (空気=1) 2.45 (ICSC (J) (2013))
比重 (相対密度)	1.122 (30°C/4°C) (HSDB (2017))
溶解度	水 : 2,040 g/L (GESTIS (2017))
	エタノール、エチルエーテル及びアセトンに可溶 (HSDB (2017))
n-オクタノール/水分配係数	-0.67 (HSDB (2017))
自然発火温度	424°C (GESTIS (2017))
分解温度	175 - 300°C (GESTIS (2017))
粘度 (粘性率)	2.71 cP (50%水溶液) (25°C) (HSDB (2017))

#### 10. 安定性及び反応性

反応性	「危険有害反応可能性」を参照。
化学的安定性	通常の見取り条件下では安定である。
危険有害反応可能性	85°C以上で加熱又は光や酸化剤の影響下で激しく重合し、強塩基及び強酸化剤と反応する。燃焼すると分解し、窒素酸化物を含む有毒で腐食性のヒュームを生成する。
避けるべき条件	加熱、混触危険物質との接触
混触危険物質	強酸化剤
危険有害な分解生成物	燃焼すると分解し、窒素酸化物を含む有毒で腐食性のヒュームを生成する。

#### 11. 有害性情報

急性毒性 経口	GHS 分類: 区分 3 ラットの LD50 値として、124 mg/kg (EHC 49 (1985))、175 mg/kg (EU-RAR (2002))、180 mg/kg (ATSDR (2012))、203 mg/kg (EU-RAR (2002))、294 mg/kg、316 mg/kg、413 mg/kg (以上 ATSDR (2012)) の 7 件のデータが報告されている。うち 5 件が区分 3、2 件が区分 4 に該当する。件数が多く、かつ有害性の高い区分を採用し、区分 3 とした。
経皮	GHS 分類: 区分 3 ラットの LD50 値として、252 mg/kg (ATSDR (2012)) 及び 400 mg/kg (EHC 49 (1985)) の 2 件のデータが報告されており、いずれも区分 3 に該当する。ウサギの LD50 値として、941 mg/kg (ATSDR (2012)) 及び 1,148 mg/kg (EU-RAR (2002)) の 2 件のデータが報告されており、1 件が区分 3、1 件が区分 4 に該当する。件数が多く、かつ有害性の高い区分を採用し、区分 3 とした。
吸入: ガス	GHS 分類: 分類対象外 GHS の定義による固体である。

吸入：蒸気	GHS 分類：分類対象外 GHS の定義による固体である。
吸入：粉じん及びミスト	GHS 分類：分類できない データ不足のため分類できない。
皮膚腐食性及び皮膚刺激性	GHS 分類：区分 3 ヒトへの事例（EU-RAR（2002）、ACGIH（7th, 2005））及びウサギを用いた皮膚刺激性試験（EU-RAR（2002））から、軽度の刺激性を有すると考えられるため、区分外（国連分類基準の区分 3）とした。なお、EU CLP 分類において本物質は、Skin Irrit. 2 に分類されている（ECHA CL Inventory（Access on May 2017））。
眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性	GHS 分類：区分 2A ウサギを用いた眼刺激性試験で、角膜混濁、結膜の発赤、結膜浮腫がみられ、21 日間の観察期間で消失したとの報告（EU-RAR（2002））から、区分 2A とした。なお、EU CLP 分類において本物質は、Eye Irrit. 2 に分類されている（ECHA CL Inventory（Access on May 2017））。
呼吸器感受性	GHS 分類：分類できない データ不足のため分類できない。
皮膚感受性	GHS 分類：区分 1 ヒトでの本物質に起因する接触性皮膚炎の複数の報告（ACGIH（7th, 2005））、モルモットを用いた 2 例の皮膚感受性試験が陽性であるとの報告（EU-RAR（2002））がある。上記の報告と日本産業衛生学会で感受性物質 皮膚第 2 群に分類されていることに基づき区分 1 とした。なお、EU CLP 分類において本物質は、Skin Sens. 1 に分類されている（ECHA CL Inventory（Access on May 2017））。
生殖細胞変異原性	GHS 分類：区分 1B In vivo では、ラット・マウスの優性致死試験、マウスの生殖細胞を用いた相互転座試験、特定座位試験、染色体異常試験及び小核試験、ラット・マウスの骨髄細胞を用いた染色体異常試験及び小核試験、トランスジェニックラット・マウスの遺伝子突然変異試験等で陽性の結果が存在する（NITE 初期リスク評価書（2007）、ATSDR（2012））。In vitro では、細菌の復帰突然変異試験で陰性、哺乳類培養細胞のマウスリンフォーマ試験で陽性、遺伝子突然変異試験で陽性、陰性の結果、染色体異常試験で陽性の結果がある（NITE 初期リスク評価書（2007））。また、EU-RAR（2002）や DFGOT vol. 25（2009）においても、本物質には in vivo で体細胞及び生殖細胞に明らかに遺伝毒性があり、さらに、実験動物で in vivo 経世代突然変異を誘発するとしている。以上より、ガイダンスに従い区分 1B とした。



### 発がん性

GHS 分類： 区分 1B

ヒトでの発がん性の証拠は極めて限定的である。実験動物ではラットに長期間飲水投与した2つの試験で、雌雄に甲状腺の濾胞上皮細胞腺腫又はがんの合計頻度の増加、雄に陰嚢の中皮腫、雌に乳腺の線維腺腫がみられた。その他、マウスのイニシエーション・プロモーション試験でも皮膚腫瘍の増加が報告されているなど、実験動物での発がん性の証拠は十分にある（NTP RoC (14th, 2016)、IRIS (2010)）。既存分類ではIARCでグループ2Aに（IARC 60 (1994)）、EPAでLに（IRIS (2010)）、NTPでRに（NTP RoC (14th, 2016)）、ACGIHでA3に（ACGIH (7th, 2005)）、日本産業衛生学会で第2群Aに（産衛学会許容濃度の勧告 (2016)）、EUでCarc 1Bに（ECHA CL Inventory (Access on May 2016)）分類されている。

以上、国際機関による発がん性の既存分類はACGIH以外はすべて区分1Bに該当するため、本項は区分1Bとした。

### 生殖毒性

GHS 分類： 区分 1B

雄ラットに本物質を10週間又は6ヵ月間強制経口投与後、無処置雌と交配させた優性致死試験において、前者では5.0 mg/kg/dayで着床後胚損失の増加、後者では6 mg/kg/dayで死胚数の増加がみられた（産衛学会許容濃度の提案理由書 (2014)、DFGOT vol. 25 (2009)）。また、雄マウスに4週間飲水投与、又は雄ラットに5日間強制経口投与又は10週間飲水投与後に無処置雌と交配させた試験で、妊娠率（授精率）の低下がみられ、マウス、ラットの飲水投与試験では精子数の減少も検出された（NITE 初期リスク評価書 (2007)、ACGIH (7th, 2005)、DFGOT vol. 25 (2009)）。一方、妊娠マウス又は妊娠ラットの器官形成期に強制経口投与した発生毒性試験では、母動物毒性（体重増加抑制）発現用量でラットでは胎児に異常はなく、マウスでは胎児体重の低下と過剰肋骨の増加がみられたのみであった（NITE 初期リスク評価書 (2007)、ACGIH (7th, 2005)、DFGOT vol. 25 (2009)）。しかしながら、妊娠ラットの器官形成期から生後10日まで強制経口投与した発生毒性試験では、母動物に体重増加抑制、神経症状がみられる用量で、児動物の生後死亡増加がみられた（NITE 初期リスク評価書 (2007)、ACGIH (7th, 2005)、DFGOT vol. 25 (2009)）。既存分類では、日本産業衛生学会が生殖毒性第2群に（産衛学会許容濃度の提案理由書 (2014)）、EUが Repr. 2 に分類している（ECHA CL Inventory (Access on May 2017)）。

以上、本物質は優性致死試験陽性で、かつ雄動物に対し一般毒性影響がない、又は不明瞭な用量で妊娠性の低下（授精率低下）を生じたことから、区分1Bとするのが妥当と判断した。



**特定標的臓器毒性（単回ばく露）**

GHS 分類：区分 1（神経系）

ヒトでは自殺企図により本物質約 18 g を経口摂取した女性（体重 48 kg、推定摂取量 375 mg/kg）が、幻覚、血圧低下、消化管出血、末梢神経障害、肝障害及びそれらに起因する発作を示し、末梢神経ニューロパチーが服用後 2 ヶ月経過時にも認められたとの症例報告が 1 例ある（EU-RAR（2002）、NITE 初期リスク評価書（2007）、ATSDR（2012））。

実験動物では、ラットの単回経口投与試験において区分 1 相当の 250 mg/kg で、協調運動障害、後肢筋肉機能障害、反射亢進、持続性及び間代性痙攣、振戦が認められたとの報告がある（EU-RAR（2002）、NITE 初期リスク評価書（2007）、食品安全委員会評価書（2016））。また、ウサギの単回経皮投与試験において、区分 1～2 相当の 784～1,568 mg/kg で、振戦と協調運動障害が認められたとの報告がある（ATSDR（2012））。

以上の情報から、本物質は神経系を標的臓器とすると考えられる。ヒトでの情報は症例 1 例のみであるため分類根拠としなかったが、実験動物に対する影響が区分 1 相当の用量で認められていることから、区分 1（神経系）とした。なお、マウスの単回経口投与試験において、区分 1 相当の 100～150 mg/kg で、投与後 1 日目から生存動物の精巢で精細胞核の空胞化と腫大が認められたが、7～10 日目には回復したとの報告がある（IRIS Tox Review（2010）、EU-RAR（2002））。

**特定標的臓器毒性（反復ばく露）**

GHS 分類：区分 1（神経系、眼、血液系、生殖器（男性））

ヒトについては、職業ばく露の影響として、多発性神経炎等の慢性神経障害や接触性皮膚炎が指摘されている（環境省リスク評価第 1 巻（2002））。また、汚染された井戸水からの摂取の例では歩行障害、記憶障害、幻覚、言語障害、四肢のしびれ感、手足の異常発汗、味覚異常等が報告されている（NITE 初期リスク評価書（2007））。

実験動物については、ラットを用いた飲水投与による 90 日間反復投与毒性試験において、区分 1 のガイダンス値の範囲である 1 mg/kg/day 以上で末梢神経の微小変化（電顕で軸索鞘の陥入）、5 mg/kg/day 以上で末梢神経損傷（軸索変性及び脱髄）、区分 2 のガイダンス値の範囲である 20 mg/kg/day でつま先変形、後肢の虚弱、共同運動障害、脊髄損傷、骨格筋萎縮、精巢萎縮、赤血球パラメーター（赤血球数・ヘマトクリット値・ヘモグロビン濃度）低下の報告がある（NITE 初期リスク評価書（2007）、IRIS Tox. Review（2010））。

NTP の一連の試験のうちラットを用いた飲水投与による 90 日間反復投与毒性試験において、区分 1 のガイダンス値の範囲内である 50 ppm（ガイダンス値換算：6.25 mg/kg/day）以上で精巢の精上皮細胞の変性、区分 2 のガイダンス値の範囲内である 100 ppm（ガイダンス値換算：12.5 mg/kg/day）以上で後肢麻痺、250 ppm（ガイダンス値換算：31.25 mg/kg/day）で坐骨神経の軸索変性・シュワン細胞の変性及び腰部脊髄軸索の変性、後肢骨格筋萎縮、膀胱の拡張、脾臓のヘモジデリン沈着、骨髄中の赤血球前駆体増加がみられ、ラットを用いた混餌による

90日間反復投与毒性試験においては、区分1のガイダンス値の範囲内である7.4 mg/kg 餌（ガイダンス値換算：0.37 mg/kg/day）以上で精巢の精上皮細胞の変性、74 mg/kg 餌（ガイダンス値換算：3.7 mg/kg/day）以上で坐骨神経の軸索変性・シュワン細胞の変性、185 mg/kg 餌（ガイダンス値換算：9.25 mg/kg/day）で後肢麻痺、腰部脊髄軸索の変性、後肢骨格筋萎縮、膀胱の拡張、脾臓のヘモジデリン沈着、精巢の精細胞の変性がみられ、ラットを用いた飲水投与による2年間発がん性試験において、区分1のガイダンス値の範囲内である12.5 ppm（雄：0.66 mg/kg/day、雌：0.88 mg/kg/day）以上で包皮腺の管の拡張、25 ppm（雄：1.32 mg/kg/day、雌：1.84 mg/kg/day）以上で網膜の変性、骨髄の過形成、50 ppm（雄：2.71 mg/kg/day、雌：4.02 mg/kg/day）で坐骨神経の軸索変性、副腎皮質の肥大・細胞質空胞化、脾臓の造血細胞増殖がみられている（NTP TR575（2012））。NTPの試験はマウスについても実施されており、飲水あるいは混餌による90日間投与試験ではラット同様に神経系、雄性生殖器に対する影響が認められているが、区分2のガイダンス値の範囲内でありラットの方が強い影響がみられている。このほか、サルを用いた強制経口投与による13週間反復投与毒性試験において、区分1のガイダンス値の範囲内である10 mg/kg/dayでミエリン変性に基づく末梢神経の軸索変性、視索線維の軸索変性がみられている（NITE 初期リスク評価書（2007））。

以上のように、神経系、眼、雄性生殖器、血液系への影響がみられ、神経系への影響と関連したと考えられる筋肉の萎縮等がみられている。旧分類では眼及び血液系については標的臓器に分類されていなかったが、眼に対する影響は視索線維の軸索変性以外にも網膜の変性がみられていることから標的臓器とし、血液系については、赤血球パラメーター低下の報告の他、血液学的検査は実施されていないがNTPの試験において脾臓のヘモジデリン沈着、骨髄の赤血球前駆体増加の報告があることから標的臓器とした。したがって、区分1（神経系、眼、血液系、生殖器（男性））とした。

**吸引性呼吸器有害性**

GHS 分類：分類できない  
データ不足のため分類できない。

**12. 環境影響情報**

**生態毒性**      水生環境有害性（急性）  
                         水生環境有害性（長期間）

藻類（緑藻）の72時間EC50 = 16.9 mg/L（EU-RAR（2002））から、区分3とした。  
  
急速分解性があり（BODによる分解度：70%（既存化学物質安全性点検データ））、かつ生物蓄積性が低いと推定される（log Kow = -0.67（PHYSPROP Database（2005）））ことから、区分外とした。

**オゾン層への有害性**

当該物質はモントリオール議定書の附属書に列記されていない。

**13. 廃棄上の注意**

**残余廃棄物**

廃棄においては、関連法規ならびに地方自治体の基準に従うこと。  
都道府県知事などの許可を受けた産業廃棄物処理業者、もしくは地方公共団体がその処理を行っている場合にはそこに委託して処理する。  
廃棄物の処理を委託する場合、処理業者等に危険性、有害性を十分告知の上処理を委託する。

**汚染容器及び包装**

容器は洗浄してリサイクルするか、関連法規制ならびに地方自治体の基準に従って適切な処分を行う。  
空容器を廃棄する場合は、内容物を完全に除去すること。

**14. 輸送上の注意**

該当の有無は製品によっても異なる場合がある。法規に則った試験の情報と、12項の環境影響情報とに基づいて、修正が必要な場合がある。

**国際規制**

国連番号	2074
国連品名	ACRYLAMIDE, SOLID
国連危険有害性クラス	6.1
副次危険	-
容器等級	III
海洋汚染物質	該当しない
MARPOL73/78	該当する (Y)
附属書II及びIBCコード	
によるばら積み	
輸送される液体物質	

**国内規制**

海上規制情報	船舶安全法の規定に従う。
航空規制情報	航空法の規定に従う。
陸上規制情報	消防法、道路法、毒物及び劇物取締法の規定に従う。

**特別な安全上の対策**

消防法、道路法、毒物及び劇物取締法の規定によるイエローカード携行の対象物

**その他（一般的）注意**

輸送に際しては、直射日光を避け、容器の破損、腐食、漏れのないように積み込み、荷崩れの防止を確実にを行う。  
重量物を上積みしない。

**緊急時応急措置指針番号\***

153P (P : 爆発的な重合を起こすおそれ)

\* 北米緊急時応急措置指針に基づく。米国運輸省が中心となって発行した「2008 Emergency Response Guidebook (ERG 2008)」(一般社団法人日本化学工業協会によって和訳されている(発行元: 日本規格協会)に掲載されている。

## 15. 適用法令

法規制情報は作成年月日時点に基づいて記載されております。事業場において記載するに当たっては、最新情報を確認してください。

<b>化審法</b>	優先評価化学物質（法第2条第5項） 旧第2種監視化学物質（旧法第2条第5項）
<b>労働安全衛生法</b>	変異原性が認められた既存化学物質（法第57条の5、労働基準局長通達） 特定化学物質第2類物質、特定第2類物質（特定化学物質障害予防規則第2条第1項第2、3号） 作業環境評価基準（法第65条の2第1項） 名称等を表示すべき危険物及び有害物（法第57条第1項、施行令第18条第1号、第2号別表第9） 名称等を通知すべき危険物及び有害物（法第57条の2、施行令第18条の2第1号、第2号別表第9） 危険性又は有害性等を調査すべき物（法第57条の3）
<b>化学物質排出把握管理促進法（PRTR法）</b>	第1種指定化学物質（法第2条第2項、施行令第1条別表第1）
<b>毒物及び劇物取締法</b>	劇物（指定令第2条）
<b>道路法</b>	車両の通行の制限（施行令第19条の13、（独）日本高速道路保有・債務返済機構公示第12号・別表第2）
<b>消防法</b>	貯蔵等の届出を要する物質（法第9条の3・危険物令第1条の10六別表2-18・平元省令第2号第2条）
<b>船舶安全法</b>	毒物類・毒物（危規則第3条危険物告示別表第1）
<b>航空法</b>	毒物類・毒物（施行規則第194条危険物告示別表第1）
<b>水質汚濁防止法</b>	指定物質（法第2条第4項、施行令第3条の3）
<b>大気汚染防止法</b>	有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質（中央環境審議会第9次答申）
<b>海洋汚染防止法</b>	有害液体物質（Y類物質）（施行令別表第1）
<b>労働基準法</b>	疾病化学物質（法第75条第2項、施行規則第35条別表第1の2第4号1）

## 16. その他の情報

**参考文献** 各データ毎に記載した。  
[注意] 本 SDS は JIS Z7253:2012 に準拠して作成しています。